

第18回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第18回定例会 平成30年9月27日

開会 13時30分 閉会 15時10分

出席委員 (22名)	会長	小林茂徳	会長代理	依田繁二
	1	山崎正勝	14	依田隆喜
	2	白倉令子	15	小林健治
	3	小川高史	16	青木二巳
	5	小山睦夫	17	小林勝元
	6	片十郎	18	清水洋
	8	齊藤敏彦	推進	花岡幹夫
	10	柳澤多久夫	推進	荻原薫
	11	荒木稔幸	推進	佐藤富士夫
	12	渡邊幹夫	推進	竹内芳男
	13	小山肇治	推進	渡邊重昭

欠席委員 7 成山喜枝

議事録署名委員 3 小川高史 5 小山睦夫

出席職員 (5名)	農業委員会事務局		
	事務局長	関 博一	
	事務局次長	織田 秀雄	
	事務局	滝澤 友一郎	
	事務局	笠井 昌鷹	
事務局	田中 章子		

議事	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第2号	農地法第3条の規定による買受適格証明について
	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第4号	農用地利用集積計画について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

会長代理

皆さんこんにちは。本日の欠席は成山委員です。ただ今より第18回農業委員会定例総会を開催します。会長、挨拶をお願いします。

議長

皆さんこんにちは。今日は雨も一休みと言うところですが、秋雨前線が停滞しているため、農作業が遅れていると聞いております。また、野菜や果樹にも被害が出ているようで、今後の収穫に向けて大変心配されるところです。台風24号が今週末本州に来る恐れがあり、収穫に影響が出る恐れがあります。被害が出なければいいと思っています。今日はこの後、市議会議員との懇談会がありますが、本日は議案数が多いようです。慎重審議にご協力をお願いします。

それでは本日の議事録署名委員の指名につきまして、3番の小川委員と5番の小山睦夫委員をお願いします。

議事に入ります。最初に議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案書の2ページをご覧ください。

番号1です。地図の1ページをご覧ください。〇〇です。場所は浅間サンラインの、〇〇信号北西の農地です。〇月に買受適格証明の交付で審議した案件ですが、競売において落札できたため、今回所有権移転するにあたり申請がありました。譲受人は〇〇の方です。農業規模の拡大をするものです。譲受人の自宅から〇〇分と近いため、問題ないと判断しました。

続いて番号2です。〇〇、〇〇、〇〇、〇〇です。地図の2ページをご覧ください。場所は〇〇の〇〇の東側の農地です。譲受人は地元の方で、大きく農業をやっています。農業規模を拡大するために譲り受けます。地番〇〇、〇〇は譲受人の自宅に近いため、問題ないと判断しました。なお、譲渡人に〇〇がありますが、〇〇が譲渡人になることは問題ありません。また、〇〇の中でも話し合いがあり承諾されています。

続いて番号3です。〇〇です。地図の3ページをご覧ください。県道丸子北御牧東部線の〇〇付近の東にある農地です。〇〇が近くにあります。今回農業規模を拡大するために譲り受けます。譲受人の自宅に近いため、問題ないと判断しました。

最後に番号4、〇〇です。地図の4ページをご覧ください。場所は〇〇の南側の農地です。譲受人は〇〇の方です。農業規模を拡大するために譲り受けます。譲受人の自宅に近いため、問題ないと判断しました。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして、竹内委員より説明をお願いします。

竹内委員

それでは説明します。この案件は〇月の総会で適格証明の案件として審議されたものです。〇月の裁判所での入札の結果、〇〇さんが落札しました。今回は所有権移転の申請です。場所は〇〇の信号から北西に〇〇メートルほど行った所を〇〇メートルほど入った所です。申請人の〇〇さんは〇〇歳で、〇〇出身の方です。現在のお住まいは〇〇の〇〇です。申請地から車で〇〇分ほどの所です。申請地ではクリ、クルミを栽培の予定です。草刈り等はシルバー人材センターへお願いする予定です。農業経験は〇〇年以上で、〇〇や〇〇で合計〇〇町〇〇反歩ほどやっています。問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号2の案件につきまして、白倉委員より説明をお願いします。

白倉委員

お願いします。地図の2ページをご覧ください。場所は県道丸子北御牧東部線の、〇〇から〇〇に向かい、〇〇集落を過ぎ、〇〇メートル先の南側にあります。地番〇〇の〇〇の農地は遊休農地となっており、今回〇〇さんが譲り受けてくれる事になり、〇〇の方々の賛同を得て今回の申請になりました。また、地番〇〇、〇〇、〇〇の所有者はご夫婦で、高齢のため耕作できなくなり、譲受人の〇〇さんに譲り渡す事になり、今回の申請となりました。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号3の案件につきまして、依田代理より説明をお願いします。

依田代理

それではよろしくお願いします。地図は3ページです。県道丸子北御牧東部線を〇〇に上ると、左側に〇〇があります。それと〇〇との間を上が

り、十字路を左に入った所が申請地です。譲受人の〇〇さんは、現在米やモロコシを栽培しています。申請地の隣にある譲受人の農地でモロコシを栽培していますが、申請地にある木がモロコシの畑に入り込んできて日陰になり、モロコシの栽培に支障が出るようになりました。そこで譲渡人の〇〇さんに話をしたところ、申請地を譲りたいという話になり、今回の申請になりました。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして番号4の案件につきまして、渡邊重昭委員より説明をお願いします。

渡邊委員

それでは説明します。地図の4ページをご覧ください。下の方に〇〇の信号があります。この信号から旧道に入って左に行った所に申請地があります。〇〇の隣です。申請地は、元は譲渡人の〇〇さんの奥さんのお父さんが耕作をしていましたが、亡くなられて相続し耕作していました。譲受人の〇〇さんが自宅に近いこの農地を欲しいと話をもちかけたところ、快く受けてもらえて、今回の申請となりました。〇〇さんは引き続き米を作る予定です。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして、議案第2号、農地法第3条の規定による買受適格証明について、事務局より説明をお願いします。

事務局

2号議案について説明します。買受適格証明になります。

まず、番号1です。場所は〇〇です。地図の5ページをご覧ください。〇〇の集落内の農地です。競売の案件です。譲受人は〇〇の方で農業規模を拡大したいとのことです。譲受人の自宅の隣地のため、問題ないと判断しました。また、この農地の道側に物置があり、奥の農地に入る事が難し

渡邊委員、どうぞ。

渡邊委員 特別売却についてお聞きします。先着順という事ですが、金額は決まっているのですか。

事務局 金額は裁判所が売却基準価格を設定します。それが最低の落札価格になります。ただし、実際はその価額の20%引きの価額が「買受可能価額」としています。今回は〇〇円が売却基準価額ですが、0.8掛けした〇〇円が買受可能価額です。

渡邊委員 わかりました。

議長 ほかにございますか。

ないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号について説明します。5条の番号1、2、3は変更を伴うものです。

まず、番号1と番号2は関連するので併せて説明します。

番号1は〇〇、〇〇です。番号2は〇〇です。番号1の譲渡人である〇〇さんと、番号2の譲渡人である〇〇さんは親子です。地図の7ページ、8ページをご覧ください。国道18号線の〇〇の信号を上り、〇〇へ上る道と〇〇に行く道の角の農地です。番号1では、以前〇〇と〇〇の教室を開くために購入しました。番号2では、〇〇を建築するために購入しました。しかし、都合により目的を達成できなくなりました。そこで、〇〇さんが勤める会社、〇〇の関連会社である〇〇がこの3筆を譲り受けて駐車場敷地とします。〇〇の〇〇が国道沿いの〇〇の向かいにあり、〇〇世帯入居できるのですが、1世帯1台分の駐車スペースしかないため、今回の土地を2台目以降の駐車場とする事と、来客用、営業車、4tユニックの置場にも使用します。第2種中高層住居専用地域で、用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続いて、番号3、〇〇です。場所は〇〇になります。〇〇の東の農地です。当初は〇〇の方が〇〇を建築する予定だったのですが、都合により目的を達成できなくなりました。資材置場、重機置場としての転用になりま

す。譲受人は〇〇の、〇〇の信号下にある〇〇です。既存の置場が手狭になり、広さや事業所に近いことを検討した結果、この農地を選定したものです。第2種農地ですが、代替地がないため転用はやむを得ないと判断しました。

続いて番号4です。〇〇です。地図の11ページ、12ページをご覧ください。〇〇の西の農地です。宅地分譲になります。譲渡人は〇〇の方、譲受人は〇〇の〇〇です。〇棟分の区画です。〇〇ですすでに〇〇を行っていますが、問い合わせや予約が殺到しているようで、実績としては問題ありません。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

次に番号5です。〇〇です。地図の13ページ、14ページをご覧ください。〇〇、県道立科小諸線沿い、〇〇の南の農地です。住宅建築になります。譲受人と譲渡人は親子です。公図をご覧くださいと、譲渡人と譲受人は共に〇〇の住宅に住んでいます、手狭になったため新居を建築するものです。第1種農地ですが、近隣に家があり集落に接続しているということで転用はやむを得ないと判断しました。

次に番号6です。〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇です。地図の15ページ、16ページをご覧ください。県道東部望月線、〇〇へ行く途中の〇〇の西にある農地です。倉庫及び車庫の建築申請です。譲受人は〇〇の〇〇の本社・工場の向かいにある会社です。〇〇の販売、施工等をしています。事業が順調で社用地が手狭になっているため倉庫及び車庫として転用するものです。第1種農地ですが、集落に接続しているという事で、転用はやむを得ないと判断しました。農振除外の案件です。

続いて番号7です。〇〇です。地図の17ページ、18ページをご覧ください。県道東部望月線、〇〇へ行く途中の北、〇〇の近くにある住宅地の一面にある農地です。住宅建築の申請です。貸し人と借り人は親子です。公図を見ていただくと、〇〇に親子が住む自宅があります。この自宅が老朽化し、手狭になっているという事で、今回の申請地に住宅を建てます。〇〇は家庭菜園にします。第1種農地ですが、集落に接続しているという事で転用はやむを得ないと判断しました。

続いて番号8です。〇〇です。農振除外の案件です。地図の19ページ、20ページをご覧ください。〇〇の西にある農地です。住宅建築になります。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は〇〇のマンションに住んでいる方です。今回、譲受人の仕事場近くということで、住宅を建築するものです。第1種農地ですが、集落に接続しているという事で転用はやむを得ないと判断しました。

次に番号9です。〇〇です。地図の21ページ、22ページをご覧ください。

さい。〇〇の南東の農地です。追認の案件です。物置敷地、家庭菜園になります。譲渡人、譲受人ともに〇〇の方です。〇〇年ほど前に〇〇に物置を建てたのですが、今回の申請敷地に一部はみ出している事が分かりました。すでにこの土地は地番〇〇と一体として譲受人が使用しているため譲り受けるものです。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続いて番号10です。〇〇、〇〇です。地図の23ページ、24ページをご覧ください。〇〇信号の南西の農地です。宅地分譲になります。譲渡人の2人は〇〇の方、1人は〇〇の方です。譲受人は〇〇の〇〇の事業者です。過去に分譲した案件は完売しておりますし、今年分譲した区画も予約が入っており、実績として問題ありません。申請地の北側の2筆と合わせて〇区画分譲します。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続いて番号11です。〇〇です。地図の25ページ、26ページをご覧ください。国道18号線の、〇〇信号の北西の農地です。太陽光発電施設になります。譲渡人は〇〇の方で、譲受人は〇〇、〇〇の設備、設計等をしている事業者です。当該地は荒地となっているため、転用するものです。公図をご覧くださいと、申請地の東側の隣地も太陽光発電施設があります。土地の所有者は違います。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

次に番号12、〇〇、〇〇、〇〇です。地図の27ページ、28ページをご覧ください。〇〇の西の農地です。建売住宅になります。譲渡人は〇〇の方、譲受人は〇〇の〇〇です。〇棟建築します。〇〇ですすでに〇〇を行っていますが、問い合わせや予約が殺到しています。実績としても問題ありません。第1種農地ですが、集落に接続しているという事で転用はやむを得ないと判断しました。

最後に番号13、〇〇です。地図の29ページ、30ページをご覧ください。〇〇の東、〇〇近くの農地です。太陽光発電施設になります。賃貸人は〇〇の方、賃借人は〇〇の方です。賃借人はクリーンエネルギーの供給を図りたいとの事です。公図をご覧くださいと、申請地の東側にはすでに太陽光発電施設があります。第2種農地ですが、集落に接続しているという事で、転用はやむを得ないと判断しました。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。計画変更1と番号1の案件と、計画変更2と番号2については関連性があるので一緒に説明をお願いします。依田委員、お願いします。

依田委員

よろしく申し上げます。場所は地図の7ページをご覧ください。中央の

縦道を下に行くと国道18号線の〇〇の信号があります。上に行くと〇〇や〇〇があります。番号1の譲渡人である〇〇さんは以前〇〇を建てるために土地を購入しました。しかし、体調を崩したため断念しました。番号2の譲渡人である〇〇さんは、〇〇を建設するために土地を購入しましたが、これも断念しました。これらの土地を今回〇〇という会社に売却して、駐車場として貸し出したいという申請です。〇〇さんは現在〇〇にお住まいですが、体調を崩しているので、息子の〇〇さんと一緒に暮らしています。申請地も管理が行き届かない状態です。問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。計画変更1と番号1の案件、計画変更2と番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようなので裁決に入ります。まず、計画変更1と番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。次に計画変更2と番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして計画変更3と番号3の案件について、小山肇治委員より説明をお願いします。

小山委員

よろしく申し上げます。地図の9ページ、10ページをご覧ください。場所は〇〇の〇〇地区を上って行った一番上です。地図には在りませんが、申請地の上の方には〇〇があります。周囲は非常にきれいに整備されています。譲渡人の〇〇さんは、数年前に亡くなられた奥様の〇〇さんからこの土地を相続しています。その〇〇さんも〇〇で〇〇を経営していましたが、この度廃業をしました。お子さんもないのでこの土地の処分を考えていたところ、奥様の〇〇さんと〇〇の社長のお姉さんが知り合いだったという縁で、重機や資材置場が必要だった〇〇に譲渡する話がまとまり、今回の申請になりました。山の上の方の農地で利用し辛くなっていたので、今回の申請は有効利用ができて良いと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。計画変更3と番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。計画変更3と番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号4の案件について、依田委員より説明をお願いします。

依田委員

よろしくお願いします。場所は地図の11ページをご覧ください。〇〇の中にあり、北側に〇〇や〇〇があります。譲渡人の〇〇さんは父親から申請地を相続しましたが、〇〇にお住まいで耕作もままならない状態でした。そこで今回、〇〇から分譲住宅の話が来たので、売却する事にしました。周りもほとんど住宅になっているので問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号5の案件について、清水委員より説明をお願いします。

清水委員

地図は13ページ、14ページです。〇〇より〇〇キロメートルの所に〇〇が在ります。そこから〇〇メートルほどの所に申請地があります。譲渡人の〇〇さんと譲受人の〇〇さんは親子です。家庭の事情でご主人は〇〇にお住まいです。現在は親子一緒に住んでいます。将来の事を考え、ここに家を建てて暮らしたいという事です。申請地の周囲は譲渡人である父親の土地であり、下水、日照等の問題はありません。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号6の案件について、花岡委員より説明をお願いします。

花岡委員

それでは説明します。地図の15ページ、16ページをご覧ください。

場所は県道東部望月線沿いにある〇〇の近くの信号から〇〇メートルほど西に行った所に〇〇があります。そのすぐ西側の11筆の農地が申請地です。この中には田や畑があり、水路もありますが、使われていない状況です。今回、〇〇の会社が事務所を兼ねた倉庫と、車庫を建設する事になりました。現在の〇〇の工場では狭くなったので、今回の申請となりました。譲受人の〇〇は発電量〇〇キロワット以上の規模と業績を伸ばしており、これからも業績を伸ばして行こうとしている会社です。周囲に対しても問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号6の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

(渡邊幹夫委員挙手)

渡邊委員どうぞ。

渡邊委員 申請地の中に水路がありますが、これはどうなるのですか。

事務局 公図では用悪水路とあります。たとえば通路として使用したいとなれば、公共物の占用という事で建設課へ申請し、許可になればそこに蓋をして通行するという事になります。

渡邊委員 そこだけは登記を変更せずに残すという事ですか。

事務局 そうです。

事務局長 公図では用悪水路はS時になっていますが、まっすぐになっている農地があります。そちらに付け替えて青線として残すという事もあります。

渡邊委員 わかりました。

議長 ほかにごございますか。

 ないようですので裁決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

 全員の賛成と認め、決定いたします。

 続きまして番号7の案件について、同じく花岡委員より説明をお願いします。

花岡委員 それでは説明します。地図の17ページ、18ページをご覧ください。

場所は県道東部望月線の、番号6で説明した場所から西に〇〇メートルぐらい行った所を、北に〇〇メートルほど入った所です。申請者の関係は親子で、お父さんと息子さんの貸借になります。現在の住宅が古くなったので、その北側にある申請地へ新しく住宅を建て替えたいという事です。建築後は、現在お住まいの住宅は壊して家庭菜園として利用するとの事です。問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号7の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号7の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号8の案件について、齊藤委員より説明をお願いします。

齊藤委員

よろしくお願いします。地図は19ページ、20ページです。申請地は〇〇となっておりますが、〇〇に近い場所です。地図の東側に〇〇があります。そこから道なりに約〇〇メートル南西に行った所に申請地があります。譲受人の〇〇さんは〇〇の〇〇から〇〇へ〇〇年前に移住し、以前エノキの栽培をしていた建物を借りて、両親と共に〇〇をしていました。その後、譲渡人の〇〇さんから建物を借りて栽培しており、年間〇〇トンから〇〇トンの生産があります。現在は結婚して子供もおり、〇〇のアパートで暮らしています。〇〇をしている場所はグリーンパーク通りの〇〇の道を挟んだ反対側にあります。現在住んでいる場所からは遠く管理が難しいため、近くに家を建てたいと〇〇さんに相談したところ、今回の申請になりました。問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号8の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号8の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号9の案件について、山崎委員より説明をお願いします。

山崎委員

よろしくお願いします。地図の21ページ、22ページをご覧ください。場所は国道18号線を〇〇に向かい、〇〇の信号を上って行くと、〇〇の集落があります。その一区画東のへ入った通り沿いです。譲受人の〇〇さ

んのお話では、ご主人が〇〇年に申請地の隣の土地に物置を建てました。その後ご主人が亡くなり相続の関係で登記をし直したところ、申請地である〇〇さんの土地に〇〇平方メートルほど入って物置が建てられている事がわかりました。そこで今回、〇〇さんから譲り受ける事になりました。残りの土地では家庭菜園をする予定です。問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号9の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号9の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号10の案件について、依田委員より説明をお願いします。

依田委員

よろしくをお願いします。地図の23ページ、24ページをご覧ください。〇〇の商店街外れの〇〇の信号を下り、〇〇の下の道を西に〇〇メートルほど入った所に申請地があります。2筆あり、1筆は〇〇にお住まいの〇〇さんと〇〇さんです。シートを敷いて草が生えないようにしています。もう一筆は〇〇にお住まいの〇〇さんです。自宅から離れているので、草は刈っていますが耕作はしていません。今年になり、〇〇さんと〇〇さんに〇〇から分譲住宅の話があった時に、〇〇さんからも一緒にお願いたいの話があり、今回の申請になりました。区画数は〇区画です。問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号10の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号10の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号11の案件について、小林勝元委員より説明をお願いします。

小林委員

よろしくをお願いします。地図の25ページ、26ページをご覧ください。国道18号線を〇〇方面に〇〇から〇〇へ向かうと、右側に〇〇という〇〇があります。その駐車場の横道を北に〇〇メートルぐらい入った所に譲渡人の〇〇さんの自宅があります。その横が申請地です。〇〇さんの家の

周りは大分太陽光パネルの設置が多くなっています。譲渡人の奥さんの話では、ふたりとも高齢になって耕作も大変になり、後を継ぐ人もいないので、〇〇の業者から太陽光発電の話があった時、良い機会だと思い決断をしたとの事です。譲受人の〇〇にも話を聞いたところ、周囲の方への説明も済んでいて、敷地の周りにはフェンスや標識を作り、雨水や排水に関しては東御市の環境をよくする条例に基づき対応するという話もしていたので、問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号11の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号11の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号12の案件について、齊藤委員より説明をお願いします。

齊藤委員

よろしくお願いします。地図の27ページ、28ページをご覧ください。場所は〇〇にあります。〇〇から新屋線を〇〇キロメートルほど上ると左に〇〇があります。その横の農地が今回の申請地です。譲渡人の〇〇さんは現在〇〇歳ですが、2度の同じ病になり、現在施設に入所しています。今回の申請は、入所費用や生活費に当てるため、近くに住む弟さんと相談して決めました。〇〇さんは一人暮らしです。譲受人の〇〇は実績もある会社です。申請地は建売住宅として販売します。雨水、雑水についても心配ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号12の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号12の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号13の案件について、小山睦夫委員より説明をお願いします。

小山委員

それでは説明します。太陽光発電敷地の申請です。地図の29ページ、30ページをご覧ください。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんです。現在既に隣地に太陽光発電施設があります。申請地には〇〇枚のパネルを設置して〇〇年の賃貸借契約で太陽光発電をします。周囲

の承諾も得ているので、問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号13の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号13の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして議案第4号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

農用地利用集積計画の9月分について説明します。資料の7ページから8ページをご覧ください。今月は12件、24筆です。合計は29,021平方メートルです。補足します。番号1の〇〇さんは〇〇栽培とありますが、〇〇の栽培です。そのほかは更新又は規模拡大です。以上です。

議長

ありがとうございました。ただ今事務局から説明がありました。4号議案についてご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。議案第4号、農用地利用集積計画について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

それでは本日の議事は終了しますが、全体でご質問等ありましたら出してください。

ないようですので、以上を持ちまして議事を終了します。慎重審議へのご協力、ありがとうございました。

議事録署名人 _____